

社会福祉法人 尚徳会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

①老人介護支援センターの経営

②老人短期入所事業の経営

③老人デイサービス事業の経営

④認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

⑤老人居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人尚徳会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を 鹿児島県指宿市山川岡児ケ水1,212番地 1 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、その都度選任する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、原則として理事長がその任に当たる。但し、理事長に事故ある場合や利害関係が生じる場合はその都度選任する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 特別養護老人ホーム徳光苑・徳光苑デイサービスセンター・徳光苑在宅介護支援センター・徳光苑訪問看護ステーション・認知症老人グループホーム遊花里等の敷地 6筆

① 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字中原尻1,211番2

宅地（地積 593.37 平方メートル）

② 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字中原尻1,211番3

宅地（地積 1,016.24 平方メートル）

③ 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字中原尻1,211番4

宅地（地積 593.59 平方メートル）

④ 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字中原尻1,212番1

宅地（地積 4,951.01 平方メートル）

⑤ 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字前中原1,169番 1

雑種地（地積 1,303 平方メートル）

⑥ 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字前中原1,169番 3

雑種地（地積 57 平方メートル）

(2) 特別養護老人ホーム徳光苑の建物

① 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字中原尻1,212番地1・1,211番地3

家屋番号 1,212番1

特別養護老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建

（床面積 1階 2,233.90 平方メートル

2階 378.79 平方メートル

3階 212.40 平方メートル

地下 1階 335.51 平方メートル）

② 同上 付属建物 符号1 機械室

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建（床面積 8.00 平方メートル）

(3) 徳光苑デイサービスセンター及び徳光苑在宅介護支援センター並びに徳光苑訪問看護ステーションの建物

① 鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字中原尻1,211番地3・同番地4・同番地2同所字前中原1,169番地1・同番地3

家屋番号 1,211番3 養護院

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建

（床面積 756.44 平方メートル）

(4) 認知症老人グループホーム遊花里の建物

- ①鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字中原尻1, 211番地3・1, 211番地4・1, 212番地1
家屋番号 1, 211番3の2 グループホーム
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (床面積 252.01 平方メートル)
- ②鹿児島県指宿市山川岡児ヶ水字前中原1, 169番地2・1, 169番地3・
同所中原尻 1, 211番地2 家屋番号 1, 169番2 グループホーム
木造セメント瓦葺平家建 (床面積 259.01 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、指宿市長の承認を得なければならない。

但し、次の各号に掲げる場合には、指宿市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 老人保健法及び介護保険法に基づく訪問看護事業
- (2) 健康保険法に基づく、訪問看護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 福祉給食サービス事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、指宿市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を指宿市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人尚徳会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	橋	口	満	視
理事	橋	口	篤	子
〃	横	山	廣	太
〃	宮	田	三千	三
〃	鶴	窪	和	志
〃	牧	口	ト	キ
〃	永	吉	信	二
監事	石	窪	溥	由
〃	馬	場	清	武

附則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人尚徳会（以下「この法人」という）評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

(構成)

第3条 委員会は、監事1名、事務局員1名及び次のいずれにも該当しない外部委員1名の合計3名の委員で構成する。

- (1) この法人の評議員、役員又は職員
- (2) 関係団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の役員又は職員
- (3) 過去に第1号又は第2号の規定に該当する者となったことがある者
- (4) 第1号から第3号の規定に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- (5) 社会福祉法第40条第1項各号に該当する者

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任は、理事会において行う。

- 2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 4 委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、なお委員としての権利義務を有する。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号にいずれかに該当するときは、理事会において、理事の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬は無報酬とする。

- 2 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。

(委員長)

- 第9条 委員会の委員長は、委員の互選とする。
2 前項の委員長は、委員会の議長となる。

(評議員の選任)

- 第10条 委員会は、理事会から評議員候補者として推薦のあった者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で、候補者1名ごとに審議し、選任について決議を行う。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者が欠格事由、兼職禁止、特殊関係者等に該当しないことの確認結果
 - (3) 当該候補者を評議員として適任と判断した理由

(評議員の解任)

- 第11条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。
2 委員会は、決議を行うに当たって、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(決議)

- 第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。
2 委員会の決議には、委員長も参加する。

(議事録)

- 第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。
2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が署名又は記名押印しなければならない。
3 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員及び理事の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

- 第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

- 第15条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- この細則は、平成29年2月7日から施行する。

社会福祉法人尚徳会 評議員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚徳会（以下「この法人」という。）の評議員会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 評議員会は、評議員全員をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年度1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要な都度開催する。

(招集権者)

第4条 評議員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の9第5項の規定により、評議員が所轄庁の許可を得て評議員会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、次の事項を記載した書面をもって行うものとする。
 - (1) 評議員会の日時・場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）
- 3 前項の招集通知は、書面による通知に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第7条 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第8条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

(出席状況の報告)

第9条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第10条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員等の出席)

第11条 理事長及び業務執行理事並びに監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

- 2 評議員会が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の議事に関係を有する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

- 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。ただし、定款第13条第3項に規定する場合は、この限りでない。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題を付議した後、理事長に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事長は、業務執行理事や事務局職員等に報告又は説明をさせることができる。

- 2 法第45条の8第4項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第184条及び第185条の規定による評議員提案の場合にあっては、議長は、当該評議員に議題又は議案の説明を、理事長及び業務執行理事又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第14条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長・業務執行理事が説明を行う。

- 2 評議員からの監査業務に関する質問については、各監事が説明を行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事長・業務執行理事は、評議員からの質問について、事務局職員等の補助者に説明させることができる。

(一括説明)

第15条 理事又は監事は、評議員からの質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第16条 理事又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
- (2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3) 説明をすることにより、この法人その他の者(質問した当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

(決議の方法)

第17条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。
- 3 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったもの

とみなす。

(採決の方法)

第18条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議案については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第19条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに評議員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の評議員会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第20条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載（又は記録）して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が署名（記名）押印（又は電子署名）をしなければならない。

3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。

(欠席者に対する報告)

第22条 理事長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

(事務局)

第23条 評議員会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

2 事務局の事務処理担当者は原則として本部事務局長がこれにあたるが、複数名配置することができる。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人尚徳会理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚徳会（以下「この法人」という。）の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎会計年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の14第2項の規定により、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法第45条の18第3項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集権者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が招集する。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、同条第3項第4号後段による場合は、監事が招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の通知)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各役員（各理事及び各監事）に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第7条 各役員（理事及び監事）は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事のうちから互選する。

(出席状況の報告)

第9条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第10条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議の方法)

第14条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(採決の方法)

第15条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議案については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第16条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに各役員（各理事及び各監事）に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第17条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載（又は記録）して、理事長及び監事2名が署名（記名）押印（又は電子署名）をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

（議事録の配布）

第19条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

（権限）

第20条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 役員又は評議員がその任務を怠ったため、当法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
 - (6) その他の重要な業務執行の決定

（報告事項）

第21条 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

（事務局）

第22条 理事会の運営を円滑に行うために事務局を置く。

- 2 事務局の事務処理担当者は、原則として本部事務局長がこれにあたるが、複数名配置することができる。

（補則）

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第24条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚徳会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいうものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

職名	報酬	賞与	通勤手当
常勤の理事	月額 400,000 円	給与規程における総合管理職に関する規定を準用する。	給与規程に準じて支弁する。
非常勤役員	会議等出席1回につき交通費込みの 8,000 円	なし	
評議員	【半日以上に及ぶ場合においては、日額 16,000 円】		

(報酬等の支給方法)

- 第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、職員給与規程に準じて支給する
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げて処理を行う。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

社会福祉法人尚徳会理事長専決規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚徳会定款第24条に規定する理事長の専決について定めるものとする。ただし、この規程に定める理事長専決事項であっても、法人運営に重要と思われる場合には、理事長は理事会及び評議員会に諮るものとする。

(職員の任免)

第2条 施設の長及びその他重要な人事を除く職員の任免については、理事長の専決とする。

(工事又は製造の請負)

第3条 1,000万円を超えない工事又は製造の請負については、理事長の専決とする。

また、1,000万円を超える工事及び製造の請負については、契約方法、入札業者指名、契約の締結については理事会及び評議員会に諮るものとする。

(物品等の購入)

第4条 物品等の購入については、一件金額1,000万円を超えない契約については理事長の専決とする。

(基本財産以外の固定資産の取得及び改良)

第5条 1,000万円を超えない基本財産以外の固定資産の取得及び改良については、理事長の専決とする。

(物品の売却及び廃棄)

第6条 減価償却残存価格が160万円を超えない物品の売却及び廃棄については、理事長の専決とする。

(事務委任の禁止)

第7条 この規程で定める金額を超えて、理事長は施設の長へ事務委任することはできない。

(理事会等への報告)

第8条 この規程により理事長は専決を行った場合には、すみやかに理事会及び評議員会に報告することとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。